

山形県多文化共生社会推進事業費補助金

令和8年度 募集案内



◆県では、「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」や「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」に取り組む事業者、市町村、外国人住民支援団体に対し補助金を交付します。

補助対象者

企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村、外国人住民支援団体

補助金の額

上限 **25** 万円
(補助率 1 / 2、千円未満切捨て)

対象となる取組み

① 「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」の取組み

- ・外国人住民を対象とした生活オリエンテーションの実施
- ・生活に密着した情報の多言語化・「やさしい日本語」対応
- ・外国人住民の防災対策 等

② 「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」の取組み

- ・日本人と外国人との交流会開催
- ・外国人との円滑なコミュニケーションに向けた日本人向けの「やさしい日本語」の普及啓発 等

対象となるか迷う場合は、お気軽にご相談ください！

応募の詳細については、山形県ホームページから補助金交付要綱をご確認ください。



県ホームページトップページ
> 教育・文化 > 国際関係
> 多文化共生

<https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kokusai/tabunka/index.html>

補助金の手続きの留意点

交付申請

事業実施

実績報告

1次募集

令和 **8** 年 **5** 月 **29** 日(金)

- ◆申請期限後も予算残額がある場合は、2次募集または募集期間の延長等を実施する場合があります。

県の交付決定後の事業経費が補助対象となります。

- ◆補助金の概算払を受けることができます。
- ◆事業費の支出が確認できる証拠書類（帳簿や領収書等）、事業実施状況を撮影した写真を整理・保管してください。

事業完了後30日以内又は令和9年3月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。



【申請書提出先及び照会先】

〒990-8570 山形市松波2-8-1

山形県みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課 国際企画担当

電話：023-630-2129

◎ 対象となる取組み（例）

①「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」の取組み

取組内容	対象経費
在住外国人向けゴミ出しルールのポスター作成	翻訳料、印刷製本費
在住外国人向け生活情報誌コンテンツの制作発行	翻訳料、印刷製本費、発送費
行政窓口の多言語対応、申請様式の多言語化	翻訳料、印刷製本費、消耗品
在住外国人の防災対策、訓練	講師謝金、会場使用料
在住外国人のための防災ハンドブック作成	翻訳料、印刷製本費

②「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」の取組み

取組内容	対象経費
「やさしい日本語」講座の開催	講師謝金、教材費
「やさしい日本語」啓発チラシ作成	印刷製本費
異文化理解のためのイベント・交流会開催 (アート展や講演会等)	チラシ作成・郵送料、会場使用料
外国人住民と地域住民との県内バスツアー	バス借上料
外国人従業員の地域イベントへの参加 (お祭りやボランティア活動等)	参加に必要な物品購入、レンタル費

◎ 補助金の活用事例

① 在住外国人支援サポーター養成講座の開催

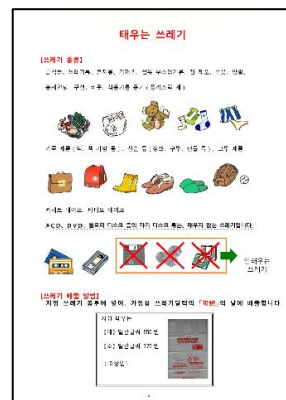
- 日本語学習や外国人との交流に携わる人材の確保と育成を目的に日本人住民向けに「やさしい日本語」の使い手を目指す講座を開催（全 10 回）

② 行政窓口への翻訳機配置

- 子どもを含む世帯で転入する外国人も多く、教育、保健などの手続き窓口において、外国人住民へ正確な情報提供を行いたいが、言語の壁により難しい状況となっているため、翻訳機を導入

③ ごみの分け方・出し方のポスター作成・翻訳

- 「ごみの分け方・出し方」の日本語原稿（6,000 文字程度）を「英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ベトナム語、やさしい日本語」に翻訳



◎ 対象外の取組み

- 個人に対する直接の給付
(各種事業の参加者への旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費)
- 資格取得に要する経費
- 登録支援機関への委託費（当該経費は事業者の義務的経費であるため）
- 行政機関からの他の補助金等を活用している経費